

議 事 日 程 （第2号）

令和4年3月10日（木曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第15号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第16号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第17号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第18号 東白川村常勤の特別職職員の令和4年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第6 議案第19号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第20号 東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程第8 議案第21号 東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第22号 東白川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第23号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第24号 令和4年度東白川村一般会計予算
- 日程第12 議案第25号 令和4年度東白川村国民健康保険特別会計予算
- 日程第13 議案第26号 令和4年度東白川村介護保険特別会計予算
- 日程第14 議案第27号 令和4年度東白川村簡易水道特別会計予算
- 日程第15 議案第28号 令和4年度東白川村下水道特別会計予算
- 日程第16 議案第29号 令和4年度東白川村国保診療所特別会計予算
- 日程第17 議案第30号 令和4年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算

出席議員（7名）

1番	安江真治	2番	安保泰男
3番	安江健二	4番	今井美和
5番	今井美道	6番	桂川一喜
7番	樋口春市		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長 今井俊郎 副 村 長 桂川憲生

教 育 長	神 戸 誠	総 務 課 長	今 井 明 徳
村 民 課 長	安 江 修 治	産 業 振 興 課 長	伊 藤 秀 人
地 域 振 興 課 長	村 雲 修	建 設 環 境 課 長	安 江 透 雄
教 育 課 長	有 田 尚 樹	保 健 福 祉 課 長 兼 診 療 所 事 務 局 長	河 田 孝
診 療 所 事 務 長	安 江 輝 彦	会 計 管 理 者	今 井 英 樹
監 査 委 員	安 江 弘 企		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局
書 記 居 石 浩 之

◎開議の宣告

○議長（樋口春市君）

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（樋口春市君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、3番 安江健二君、4番 今井美和君を指名します。

◎議案第15号から議案第30号までについて（提案説明）

○議長（樋口春市君）

日程第2、議案第15号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第17、議案第30号 令和4年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの16件を、昨日3月9日に引き続き新年度予算関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

では、議案第15号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和4年3月9日提出、東白川村長。

次のページをお願いいたします。

東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表を御覧いただきたいと思います。4ページでございます。

右側が現行で、左側が改正後（案）となっております。

今回の改正につきましては、人事院勧告によりまして、期末手当の支給率を年間100分の15に引き下げるという内容となっております。

第5条第2項におきまして、6月の支給率を「100分の217.5」から「100分の210」に、12月に関しましては「100分の227.5」を「100分の220」にそれぞれ引き下げるものでございます。

本文にお戻りいただきたいと思います。

附則、この条例は公布の日から施行する。以上でございます。

次のページをお願いいたします。

議案第16号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和4年3月9日提出、東白川村長。

次のページをお願いいたします。

東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。東白川村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表につきましては、5ページを御覧いただきたいと思います。

この改正につきましては、先ほどの改正と同様で、期末手当の支給率を引き下げるものでございます。ただし、再任用職員につきましては、国家公務員法のほうで引下げ率が「100分の5」となっておりますので、それに合わせて改正するものでございます。

第23条の4の第2項におきまして、支給率を「100分の127.5」から「100分の120」に、特定管理職員につきましては「100分の107.5」を「100分の100」にするものでございます。

第3項におきましては再任用職員の分で、「100分の70」を「100分の67.5」に、管理職につきましては、「100分の60」を「100分の57.5」にそれぞれ引き下げるものでございます。

本文にお戻りいただきたいと思います。

附則、この条例は公布の日から施行する。以上でございます。

次のページをお願いいたします。

議案第17号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和4年3月9日提出、東白川村長。

次のページをお願いいたします。

東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のとおり改正する。

別冊の新旧対照表につきましては6ページをお願いしたいと思います。

こちらの条例文は期末手当の支給率を引き下げるものでございます。

第5条第2項におきまして、6月の支給率を「100分の170」を「100分の162.5」に、12月の支給率につきましては「100分の192.5」を「100分の185」に引き下げるものでございます。

本文にお戻りいただきたいと思います。

附則、この条例は公布の日から施行する。以上でございます。

次のページをお願いいたします。

議案第18号 東白川村常勤の特別職職員の令和4年度における期末手当の割合の特例に関する条例について。東白川村常勤の特別職職員の令和4年度における期末手当の割合の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。令和4年3月9日提出、東白川村長。

次のページをお願いいたします。

東白川村常勤の特別職職員の令和4年度における期末手当の割合の特例に関する条例。

令和4年度に限り東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例第5条の適用については、同条第2項中「100分の210」とあるが「100分の199.5」と、「100分の220」とあるが「100分の209」とする。

このことにつきましては、税等の不納欠損等に責任を明らかにするために、特別職の期末手当を5%カットするものでございます。

附則、施行期日、この条例は令和4年4月1日から施行する。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

村民課長 安江修治君。

○村民課長（安江修治君）

それでは、次のページのほうをお願いします。

議案第19号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和4年3月9日提出、東白川村長。

次のページをお願いいたします。

東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。東白川村国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

それでは、別冊の新旧対照表のほうの7ページのほうをお願いいたします。

今回の改正は、国の税制改正によります賦課限度額の引上げ、未就学児、6歳未満が医療被保険者世帯の均等割額の軽減措置と村の国民健康保険税の率や金額の改正を行うものでございます。

それでは、第2条でございます。

国の税制改正によりまして、賦課限度額が99万円から3万円に引き上げられまして102万円になります。

第2項は医療分の賦課限度額を2万円引き上げて65万円に、第3項では後期高齢者支援金分の賦課限度額を1万円引き上げて20万円に、第4項の介護納付金分については据置きとなりまして、全体で3万円の引上げになります。

第3条から第5条の2までは医療費分についてです。

8ページを御覧いただきまして、第3条は、医療費分の所得割率を5.95に引き上げ、第4条では資産割率について6.85に引き下げるものでございます。

第5条では、被保険者1人ずつに係る均等割額について2万8,000円に引き上げるものです。

第5条の2では、平等割額について、9ページのほうを御覧いただきまして、第1号の世帯を2万3,600円に、第2号を1万1,800円に、第3号を1万7,700円に引き上げるものでございます。

次に、第6条から第7条の3までは、後期高齢者支援金分になります。

第6条は、後期高齢者支援金分の所得割率を2.0に引き上げ、第7条では資産割率を1.9に引き上げるものです。

10ページをお願いいたします。

第7条の2は、均等割額を9,300円に、第7条の3では平等割額について、第1号の世帯を7,500

円に、第2号を3,750円に、第3号を5,625円にそれぞれ引き上げるものでございます。

次に、第8条から第9条の3までは介護納付金分についてです。

第8条では所得割率を1.35に引き上げ、第9条では資産割率を1.05に引き下げるものです。

第9条の2は均等割額を1万100円に、11ページのほうを御覧いただきまして、第9条の3では平等割額を5,400円に引き上げるものでございます。

続いて、第23条では保険税の減額についての改正でございまして。

第23条の本文は、税制改正に伴いまして限度額、賦課限度額の引き上げとなりまして、第2条と同様の賦課限度額でございまして。

次に、第1号は7割軽減についての規定になります。

12ページのほうを御覧いただきまして、片仮名のアとイは医療費分になります。アは均等割額を1万9,600円に、イは平等割額について（ア）の世帯は1万6,520円、（イ）は8,260円、（ウ）は1万2,390円に引き上げるものでございます。

13ページのほうをお願いいたします。

ウとエは、後期高齢者支援金分です。ウは均等割額について6,510円に、エは平等割額について（ア）の世帯は5,250円、（イ）は2,625円、（ウ）は3,938円に引き上げるものでございます。

オとカは、介護納付金分になります。オは均等割額を7,070円に、カは平等割額を3,780円に引き上げるものでございます。

次に、第2号は5割軽減についての規定になります。

14ページのほうをお願いいたします。

アとイは医療費分で、アは均等割額を1万4,000円に、イは平等割額についてで、（ア）の世帯は1万1,800円、（イ）は5,900円、（ウ）は8,850円にそれぞれ引き上げるものでございます。

ウとエは、後期高齢者支援金分になります。ウの均等割額は4,650円に、エの平等割額は（ア）の世帯を3,750円、（イ）を1,875円、（ウ）を2,813円に引き上げるものです。

15ページをお願いいたします。

オとカは、介護納付金分です。オの均等割額は5,050円、カの平等割額は2,700円に引き上げるものでございます。

次に、第3号は2割軽減についての規定になります。

アとイは医療費分について、アは均等割額を5,600円に、イは平等割額について（ア）の世帯は4,720円、（イ）は2,360円、（ウ）は3,540円にそれぞれ引き上げるものです。

16ページをお願いいたします。

ウとエは、後期高齢者支援金分です。ウの均等割額を1,860円に、エの平等割額は（ア）の世帯を1,500円に、（イ）を750円に、（ウ）を1,125円にそれぞれ引き上げるものでございます。

オとカは、介護納付金分になります。オの均等割額を2,020円に、カの平等割額を1,080円に引き上げるものでございます。

次に、第2項については、健康保険法の改正によりまして、納税義務者の世帯に未就学児、6歳

未満がいる場合の軽減措置として、均等割額について新たに規定するものです。

17ページのほうをお願いいたします。

第1号では医療費分で、アからエについて、それぞれ減額世帯の均等割額についてになります。

次に、2号は後期高齢者支援金分で、アからエまでは、それぞれ減額の世帯の均等割額についてでございます。

なお、介護納付金分につきましては、第2号被保険者、40歳から64歳までということで、保険料が当たらないということで、関係はございませんので改正は不要となっております。

それでは、本文の3枚目にお戻りください。

附則、施行期日、第1条、この条例は公布の日から施行する。

適用区分、第2条、この条例による改正後の東白川村国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

建設環境課長 安江透雄君。

○建設環境課長（安江透雄君）

議案第20号 東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について。東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり提出する。令和4年3月9日提出、東白川村長。

次のページをお願いします。

東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例。東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例（平成27年東白川村条例第15号）は廃止する。

こちらの議案に関しましては、平成2年と平成3年に公営住宅法の適用を受けた公営の住宅を建設しました。平成2年分の公営住宅に関しましては、昨年度適用を廃止し一般住宅のほうへ移しております。今年度分に関しまして、平成3年建設の2棟分を公営住宅法の適用から外しますので、東白川村の中に公営住宅法の適用を受ける住宅がなくなります。それによって、この条例を廃止させていただくものです。

続きます。附則、施行期日、この条例は令和4年4月1日から施行する。

次のページをお願いします。

議案第21号 東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和4年3月9日提出、東白川村長。

次のページをお願いします。

東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例（平成27年東白川村条例第16号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表の18ページをお願いします。

こちらの表の中段から、別記1. 改正後（案）のところに、1段目、木曾渡住宅1から3と5号というのが平成2年建設の公営住宅で、昨年度その他住宅に移させていただいたものです。今回、平成3年度に建設された公営住宅を公営住宅法の適用から外しますので、こちらのその他住宅の設置及び管理に関する条例のほうの住宅のほうに追加で入れさせていただくということで、木曾渡住宅の6号、7号ということで、こちらのその他住宅の管理のほうで管理させていただくということになります。

本文のほうにお戻りください。

附則、施行期日、1. この条例は令和4年4月1日から施行する。

家賃に関する経過措置、この条例の施行の際、改正前の東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例（同項において、「改正前の村営住宅条例」という。）の規定により入居し、引き続き改正後の東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例（同項において「改正後のその他住宅条例」という。）の規定により入居する者であって、改正前の村営住宅条例の規定による家賃の額が、改正後のその他住宅条例の規定による家賃の額より低い者の家賃は、この条例の施行日から10年を経過するまでの間は、改正前の村営住宅条例の規定によるこの条例の施行日前の直近の家賃とする。以上です。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

引き続き、お願いします。

議案第22号 東白川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和4年3月9日提出、東白川村長。

次のページをお願いいたします。

東白川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例。東白川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表の21ページを御覧いただきたいと思います。

詳しい内容につきましては、全協で御説明したとおりでございます。消防団員の処遇改善を行うような改正でございます。

まず報酬のほうで第12条ですけれども、第4号の副分団長につきましては年額4万5,500円に、第5号、部長につきましては年額4万円に、6号の班長につきましては年額3万7,000円に、第7号の団員につきましては3万6,500円にそれぞれ処遇改善で引き上げるものでございます。

第13条につきましては、技術手当の支給でございます。こちらにつきましては、ラップ手だけにしますので、動力ポンプの操作員の部分を削除させていただいております。

加えまして、第1号、第2号を削除しまして、第3号のラップ手の部分を第1号に繰り上げる改正を行うものでございます。

第14条につきましては、第1号で出勤手当につきましては、水火災害につきましては、8,000円に引き上げ、ただしという部分ですが、活動時間が4時間未満の場合は4,000円とする規定を盛り込むものでございます。

第3号を新たに追加しまして、年末特別警戒につきましては、引き続き1,500円を支給するように条例改正を行うものでございます。

本文にお戻りいただきたいと思います。

附則、この条例は令和4年4月1日から施行する。以上でございます。

次のページをお願いいたします。

議案第23号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和4年3月9日提出、東白川村長。

次のページをお願いいたします。

東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

22ページでございます。

第3条の部分で、第2項にただし書の部分がありますが、これの改正につきましては、年金制度の改正法によりましてこの部分が削除されるということで、改正するものでございます。

本文にお戻りいただきたいと思います。

附則、施行期日、1. この条例は令和4年4月1日から施行する。

経過措置、2. この条例の施行の際、現に担保に供されている傷病補償年金または年金である障害補償もしくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行日の以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

3. 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第70条第1項及び第71条第1項に規定する申込みに係る傷病補償年金または年金である障害補償もしくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

副村長 桂川憲生君。

○副村長（桂川憲生君）

別冊、令和4年度東白川村予算書をお願いいたします。

まず1ページをお願いいたします。

議案第24号 令和4年度東白川村一般会計予算。令和4年度東白川村一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億9,300万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債) 第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金) 第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

(歳出予算の流用) 第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用と定める。令和4年3月9日提出、東白川村長。

2ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入、1款村税、款の合計額のみ説明をさせていただきます。2億231万円、2款地方譲与税5,869万円、3款利子割交付金10万円、4款配当割交付金60万円、5款株式等譲渡所得割交付金30万円、6款地方消費税交付金3,800万円、7款環境性能割交付金300万円、8款地方特例交付金110万円、9款法人事業税交付金30万円、10款地方交付税13億7,000万円、11款分担金及び負担金1,187万円、12款使用料及び手数料6,586万円、13款国庫支出金1億407万円、14款県支出金1億8,639万円。

4ページをお願いします。

15款財産収入1,640万円、16款寄附金43万円、17款繰入金1億6,695万円、18款繰越金1億4,756万円、19款諸収入2,197万円、20款村債1億9,710万円、歳入合計25億9,300万円。

歳出、1款議会費3,618万円、2款総務費4億7,788万円、3款民生費4億6,852万円、4款衛生費3億6,721万円、6款農林水産業費3億4,561万円、7款商工費1億5,865万円、8款土木費1億6,692万円。

6ページをお願いします。

9款消防費1億603万円、10款教育費1億4,353万円、12款公債費3億2,047万円、14款予備費200万円、歳出合計25億9,300万円。

第2表 地方債。

起債の目的、公共事業等、限度額3,420万円。起債の方法、普通貸借、利率4%以内、償還の方法、記載のとおりでございます。

過疎対策事業6,160万円。以下省略をさせていただきます。

過疎対策事業(ソフト)3,730万円。

臨時財政対策事業5,000万円。

防災対策事業1,400万円。

8ページをお願いします。

議案第25号 令和4年度東白川村国民健康保険特別会計予算。令和4年度東白川村国民健康保険

特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億410万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000万円と定める。令和4年3月9日提出、東白川村長。

9ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入、1款国民健康保険税5,811万8,000円、2款使用料及び手数料2万円、3款県支出金2億2,012万1,000円、5款繰入金2,479万8,000円、6款繰越金94万円、7款諸収入10万2,000円、8款公債費1,000円、歳入合計3億410万円。

歳出、1款総務費1,124万4,000円、2款保険給付費2億1,379万9,000円、3款国民健康保険事業費納付金7,591万4,000円、4款財政安定化基金拠出金1,000円、5款保健事業費260万円、6款基金積立金1,000円。

11ページをお願いします。

7款諸支出金10万1,000円、8款予備費44万円、歳出合計3億410万円。

12ページをお願いいたします。

議案第26号 令和4年度東白川村介護保険特別会計予算。令和4年度東白川村介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億540万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。令和4年3月9日提出、東白川村長。

13ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入、1款保険料5,034万3,000円、2款使用料及び手数料1,000円、3款国庫支出金8,033万6,000円、4款支払基金交付金7,905万円、5款県支出金4,223万円、6款繰入金5,281万円、7款繰越金15万5,000円、8款諸収入47万5,000円、歳入合計3億540万円。

15ページをお願いいたします。

歳出、1款総務費856万円、2款保険給付費2億8,000万円、5款地域支援事業費1,668万円、6款公債費1万円、7款諸支出金5万円、8款予備費10万円、歳出合計3億540万円。

17ページをお願いいたします。

議案第27号 令和4年度東白川村簡易水道特別会計予算。令和4年度東白川村簡易水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,830万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債) 第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金) 第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定める。令和4年3月9日提出、東白川村長。

18ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入、1款使用料及び手数料4,757万4,000円、2款繰入金1億8,401万6,000円、3款繰越金358万8,000円、5款分担金及び負担金41万8,000円、6款村債2,300万円、8款県支出金666万4,000円、9款諸収入2,304万円、歳入合計2億8,830万円。

歳出、1款総務費2,755万9,000円、2款簡易水道事業費5,930万2,000円、3款施設維持管理費3,663万6,000円、4款公債費1億6,460万3,000円、5款予備費20万円、歳出合計2億8,830万円。

20ページをお願いいたします。

第2表 地方債。

起債の目的、簡易水道事業債、限度額1,330万円。起債の方法、普通貸借、利率4%以内、償還の方法、起債のとおりでございます。

公営企業会計適用債9,700万円。以下、省略をさせていただきます。

21ページをお願いいたします。

議案第28号 令和4年度東白川村下水道特別会計予算。令和4年度東白川村下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,720万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は500万円と定める。令和4年3月9日提出、東白川村長。

22ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入、1款使用料及び手数料701万3,000円、2款繰入金1,929万3,000円、3款繰越金89万4,000円、歳入合計2,720万円。

歳出、1款総務費1,255万2,000円、2款施設維持管理費528万6,000円、3款公債費926万3,000円、4款予備費10万円、歳出合計2,720万円。

24ページをお願いいたします。

議案第29号 令和4年度東白川村国保診療所特別会計予算。令和4年度東白川村国保診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,060万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高

額は1億円と定める。令和4年3月9日提出、東白川村長。

25ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入、1款診療収入1億6,764万3,000円、2款使用料及び手数料88万8,000円、3款県支出金15万円、5款繰入金6,559万5,000円、6款繰越金2,396万2,000円、7款諸収入236万2,000円、歳入合計2億6,060万円。

歳出、1款総務費3,278万4,000円、2款医業費2億2,693万円、4款公債費78万6,000円、5款予備費10万円、歳出合計2億6,060万円。

27ページをお願いいたします。

議案第30号 令和4年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算。令和4年度東白川村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,500万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は500万円と定める。令和4年3月9日提出、東白川村長。

28ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入、1款後期高齢者医療保険料2,806万円、2款使用料及び手数料1万円、3款後期高齢者医療広域連合支出金749万1,000円、4款繰入金1,919万5,000円、6款繰越金24万4,000円、歳入合計5,500万円。

歳出、1款総務費113万5,000円、2款後期高齢者医療広域連合納付金4,599万2,000円、3款保健事業費757万3,000円、4款諸支出金20万円、5款予備費10万円、歳出合計5,500万円。以上です。

○議長（樋口春市君）

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。明日11日は全員協議会開催のため、3月12日から13日までの2日間休会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、3月11日から13日までの3日間休会とすることに決定しました。

明日11日の全員協議会は午前9時30分から行います。

14日月曜日は午前9時30分より本会議を開催後、全員協議会に移ります。午前中を目安に全員協議会を行い、午後から本会議となりますのでよろしくお願いをいたします。

本日はこれで延会します。

午前10時12分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

